

○北海道土地開発公社定款

(昭和48年1月20日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、北海道の総合開発に必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と道民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、北海道土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立)

第3条 公社の設立団体は、北海道とする。

(事務所)

第4条 公社は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、北海道公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長1名、専務理事1名及び常務理事2名以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

3 理事は、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

(役員の内命)

第8条 理事及び監事は、北海道知事が任命する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事のうちから北海道知事が指名する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから北海道知事の承認を得て、理事長が指名する。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、3年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の内兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員の内任命)

第11条 会社に、会社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 前項の職員は、理事長が任命する。

(兼職の内禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもつて構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

- 2 理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催の要求があつたときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(理事会の内議事)

第15条 理事会の内議長は、理事長をもつて充てる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の内議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項

について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

- 2 理事長は、緊急の必要により会議を開催するいとまがないときは、持ち回りの方法により、各理事の表決を求めることができる。
- 3 前2項の場合において、前条の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更又は業務方法書の制定若しくは変更
 - (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書
 - (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及び執行

(業務の範囲)

第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業並びに造成地（公社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 会社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

(土地開発推進委員会)

第20条 会社に、その土地開発の推進に関する基本的事項を審議するため土地開発推進委員会を置く。

2 前項の土地開発推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規程の定めるところによる。

第4章 資産及び会計

(資産)

第21条 会社の資産は、基本財産とする。

2 前項の基本財産の額は、1億円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第22条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び事業計画等)

第23条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度開始前に、北海道知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第24条 会社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、5月31日までに北海道知事に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第25条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損

失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

- 2 社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第26条 社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第27条 理事長は、第17条の規定にかかわらず業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、北海道知事の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雑則

(解散)

第28条 社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、北海道議会の議決を経て主務大臣の認可を受けたときに解散する。

- 2 社が、解散した場合において、債務を弁済して、なお残余財産があるときはその残余財産は北海道に帰属する。

(規程への委任)

第29条 社の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、社への組織変更の日（注：昭和48年1月20日）から施行する。

(最初の役員任期)

- 2 社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、北海道知事の定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 3 社の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、この社の組織変更の翌日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可のあった日（注：平成元年5月10日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可のあった日（注：平成17年11月9日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可のあった日（注：平成20年12月1日）から施行する。ただし、第7条第4項及び第18条第1項第1号イの改正規定は、平成20年12月1日から施行する。